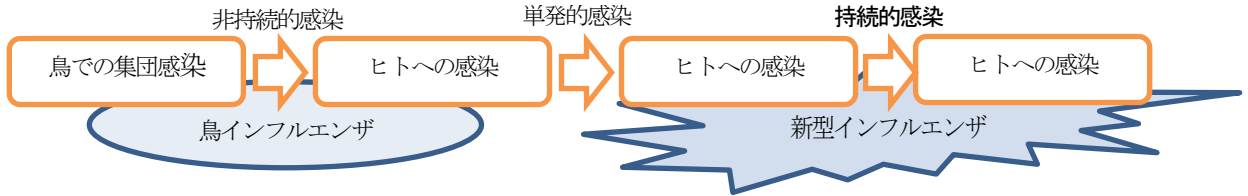


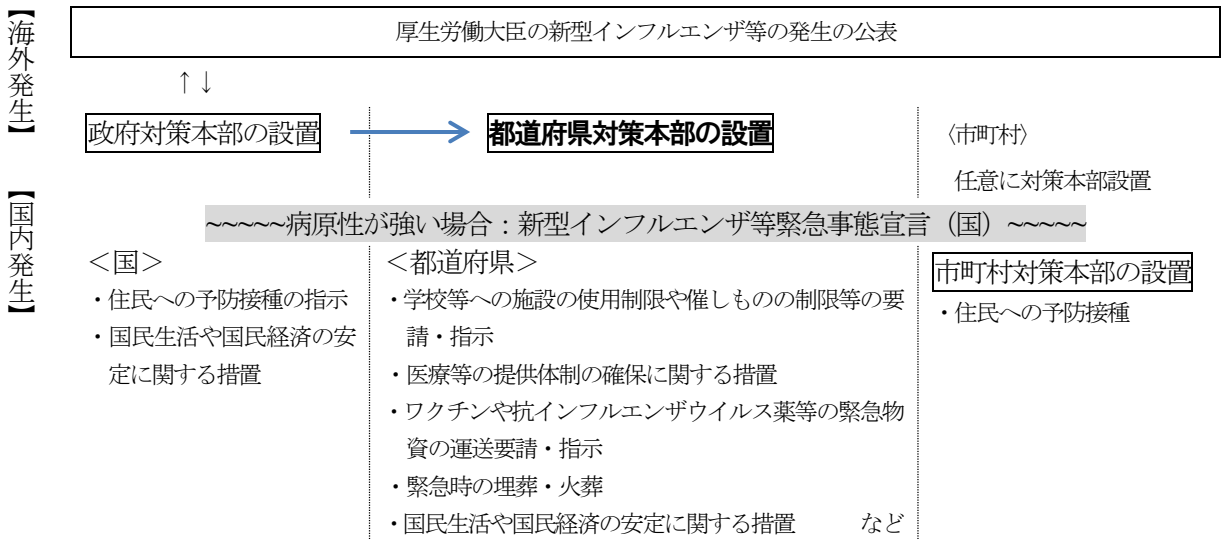
新型インフルエンザ等対策における体制について

1 新型インフルエンザについて

ウイルスの変異等により、多くの人が免疫を持っていないタイプのインフルエンザのことで、感染によりパンデミック（世界的大流行）を起こすことが確実とされている。



2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）



3 新型インフルエンザ対策の基本方針

① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

② 県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

宮城県の流行規模・被害想定

- 発病率 全県人口の約25%
- 医療機関受診患者数 23.8万人～45.8万人
- 死亡者数 0.3万人～1.2万人
- 従業員の欠勤最大40%程度（ピーク時の約2週間）

↓ ↓

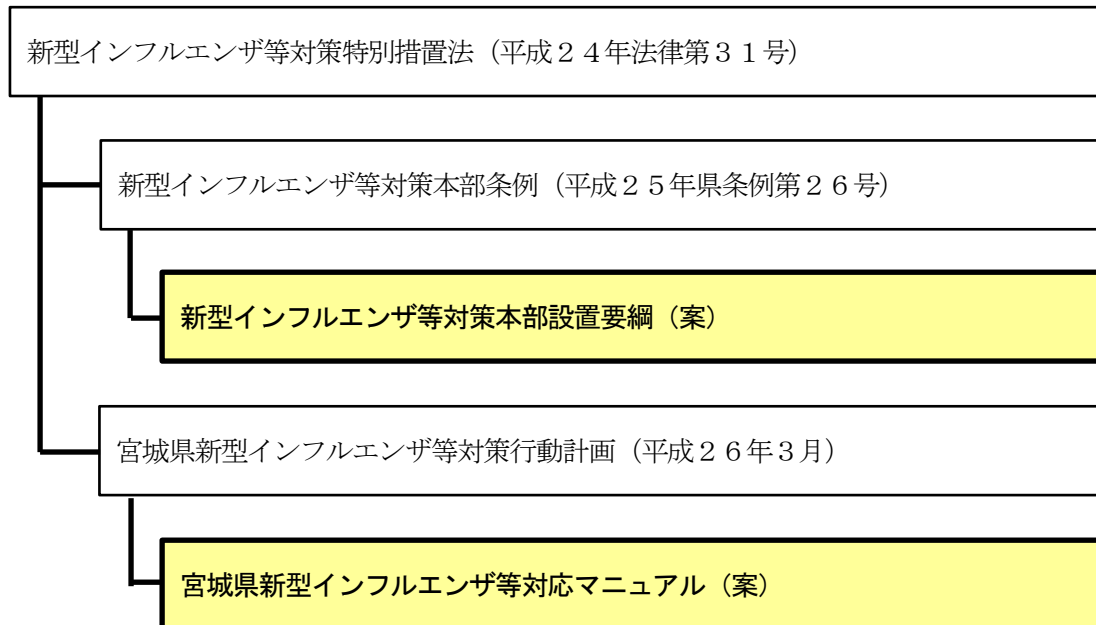
迅速な対策のための明確な体制を構築する

4 体制構築に向けたこれまでの経緯

- 新型インフルエンザ特別措置法（平成24年5月）
- 宮城県新型インフルエンザ等対応方針（平成25年1月）・・・県行動計画策定までの暫定対策
 - 宮城県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月）
 - 宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年3月）
 - 宮城県新型インフルエンザ等対策本部要綱及びマニュアル（策定中）
 - * 新型インフルエンザ等対策における実務体制の明確化

「宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル」(案) について

1 新型インフルエンザ対策の体系



2 概要

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部設置要綱 (案)
 - ・ 副本部長の指名, 本部員 (措置法指定以外) の任命
 - ・ 幹事会, 個別対策班及び地方対策本部の設置 など
- (2) 宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル (案)
 - ① 総論 (新型インフルエンザ, マニュアルの位置付け, 組織体制, 連絡体制等)
 - ② 各論 I (本部運営編)
 - [対策本部・幹事会・個別対策班・地方対策本部・現地個別対策班]
 - ③ 各論 II (県民生活班, 感染制御班, 社会福祉・施設班)

3 今後の予定

- ・ 3月10日 宮城県感染症対策委員会
新型インフルエンザアドバイザーチーム会議
- ・ 3月下旬 幹事会
- ・ 4月上旬 対策本部会議
〃 宮城県新型インフルエンザ等対応マニュアル 発出

* 医療体制等についての検討・協議を踏まえ, 加筆・修正を随時行う予定